令和4年度人権学習資料 掲載事項

【留意点】

1. 掲載する情報は、下記のA～Dのとおりです。A～Dの情報はもれなく記載してください。
2. タイトルや見出しなど短文の追加、又、イラストの使用等も自由に行ってください。
3. 「ふらっチョー」のイラスト(1点)については、画像データを鳥取県人権文化センターに別途要請し、電子メールで受け取ってください。

また、「ふらっチョー」のイラストの近くに次の説明文を配置してください。

〈説明文〉　鳥取県人権文化センター　人権啓発キャラクター「ふらっチョー」

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ | 子どもの思いを引き出し受け止めるための大人の心得10ヶ条1.　　子どもと私は別人格。好みも考えも決定も、私と違って当然。2. 子ども抜きに子どものことを決めない。子どもに関する決定は、子どもの意見を聴いてから。3. 子どもに大人の意見を押しつけない。4. 子どもが十分に考えられるよう、適切な情報の提供を。5. 子どもの話をさえぎらず、最後までじっくり聴く。6. 子どもの意見にしっかり応答、話し合いを丁寧に。7.　 子どもが意見を言いやすくなるよう感謝の言葉を忘れずに。8.　 子どもが問われ、考え、自ら決めた経験は、きっと子どもの成長につながる。9. 子どもの人生は子どものもの。私は子どもにとって最善のサポーターになろう。10. そのために私は、いつでも周囲の大人たちや社会のサポートを受けられる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｂ | 子どもとはどんな存在でしょう？社会経験が少なく、生きていくための知恵や自立するための力が充分に育っていない子どもは、「保護の対象者」として見られることが多い存在です。しかし、それと同時に、子どもは一人の人間として意思と人格を備えた「権利の主体者」でもあります。　　誰もが持っている大切な人権の一つに自分の思いや意見を表す権利があります。子どもがこの権利を行使するためには、大人は子どもの思いに丁寧に耳を傾け、その意見を尊重しなければなりません。日々、子どもたちと向き合い、時に、戸惑い、悩み、葛藤を抱えるあなたに、「子どもの思いを引き出し受け止めるための大人の心得10ヶ条」をお届けします。この「10ヶ条」を読んで、子どもと向き合う時のあなたの様子をときおり振り返ってみてください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｃ | こども基本法 （令和５年４月施行）　「こども基本法」は、子どもの権利を包括的に保障する日本で初めての法律です。基本理念を示した第三条の第三号と第四号には、全ての子どもに意見を表明する機会を保障し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう記されています。第三条　基本理念第一号　　　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。第二号　　　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。第三号　　　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。第四号　　　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。第五号　　　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。第六号　 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｄ | https://qr.quel.jp/tmp/bc5b361984fdca18874c5157026e65c38c024ed0.png発行元　　　 680-0846 鳥取県鳥取市扇町21  　　 　　鳥取県立生涯学習センター(ふれあい会館)2階公益社団法人　鳥取県人権文化センター連絡先 　　電話 　　 0857-21-1712 鳥取県人権文化センター HPe-mail 　　t-jinken@tottori-jinken.org 発行 　　　　 ２０２３年2月デザイン　　　●●●（会社名）　　　鳥取県人権文化センター人権啓発キャラクター　ふらっチョー |